

八街市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市規則第 3 3 号

八街市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則  
八街市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「及び」を「並びに」に、「掲示場に掲示」を「公示」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「及び」を「並びに」に、「掲示場に掲示」を「公示」に改める。

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号(第 2 条第 2 項)

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに八街市行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

八街市長

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
聴聞の期日	年 月 日
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

公示した日から起算して 2 週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

別記様式第 17 号を次のように改める。

様式第 17 号(第 17 条第 2 項)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第 31 条において準用する行政手続法第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに八街市行政手続条例第 29 条において準用する行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付するので申し出てください。

年 月 日

八街市長

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	年 月 日 時 分
口頭による弁明の機会付与の場所	

公示した日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。